

平成24年(ワ)第49号、第133号 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面5

2012年9月18日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



弁護士 池 永



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩



弁護士 椛 島 敏



弁護士 長 戸 和



外

記

1 はじめに

被告国は、原告らの被告国に対する請求について、玄海原発の操業を停止させるために「公権力の行使の取消変更ないしその発動を（被告国に対して）求める趣旨を必然的に含む請求であるから、民事訴訟として不適法」であると主張している。

しかし、原告らは、被告国に対して公権力の行使によって玄海原発の操業の差止めを求めているのではなく、「玄海原発が存在していること」自体によって原告らの人格権及び生存権が侵害されていることを根拠として、被告国に対し公権力の行使によらない方法によって操業の差止めを求めているのであって、民事訴訟として適法な訴えである。

2 国は特別の法令に依拠することなく原発政策を実現させてきた

玄海原発は、被告九州電力が所有し、操業を行っているものであるが、原子力発電が核兵器製造技術と技術的関連性を有していること等から、民間電力会社が単独で行いうる事業ではなく、原子力政策に基づく国の積極的な関与があって初めて実現が可能な事業である。

そして、国の原発への関与形態は、公権力の行使に限定されるわけではない。

すなわち、これまで被告国は、原子力損害賠償法制定等の原発の操業を可能とする政策や、電気事業法上の総括原価方式の採用といった電力会社を法的に保護する政策等を通じて、原発操業を行う電力会社を優遇するとともに、強い影響力を行使してきた。そして、こうした歴史的経緯から、被告国は、電力会社に対して特別の法令に依拠しない行政指導ないしは事実行為を行うことによって原子力政策を実現させてきた。

例えば、3. 1 1 事故以降に実施された浜岡原発の運転停止や大飯原発の再稼働に関して、被告国は、原子力政策上の目的実現のため、内閣総理大

臣が電力会社に対して運転停止を求め、あるいは、国民に再稼働の理解を求める記者会見を行うなどの行政指導ないしは事実行為の形態をとって積極的に関与し、それぞれの原発の運転停止あるいは再稼働を実現させている。浜岡原発の運転停止及び大飯原発の再稼働は、被告国の原子力政策の変更に伴って実現したものであるが、その実現のために、被告国が公権力の行使の取消・変更ないしその発動を行った事実はない。

このように、被告国は、特別の法令に依拠することなく、行政指導ないしは事実行為という公権力の行使によらない方法によって、原発の操業をコントロールすることができる能力を有している。

今回、原告らが人格権及び生存権侵害を理由として被告国に対して求めているのは、上記のような原子力政策の変更に伴う行政指導ないしは事実行為の実施による玄海原発の操業停止であって、行政規制権限を行使することによって操業停止を求めているわけではないから、民事訴訟として適法な訴えである。

3 今後の主張・立証予定について

今後、原告らは、原発について、国家が関与することが必要不可欠な特殊な事業であること、電力会社に対して特別の法令に依拠することなく行政指導ないしは事実行為を行うことによって、被告国が原発の操業をコントロールすることができる能力を有していることを、順次、主張・立証していく。

以上